

(趣旨)

第1条 この告示は、林道の維持保全のため、地域の住民が自主的に林道愛護の目的をもって維持管理活動を行い、林道愛護の思想を広めると同時にその活動に対し、報償金を支給するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「林道」とは主として林産物を搬出し、又は森林施業の改善を行うための道路であって、原則として民有林林道台帳に登録されたものをいう。

(支給対象)

第3条 報償金の支給対象は、林道維持管理活動に取り組む受益者団体とする。

(事業)

第4条 受益者団体は、次の事業を行う。

- (1) 林道の草刈り、側溝掃除等の環境美化活動
- (2) 受益地内にある林道の維持補修
- (3) 林道の崩壊箇所等の報告
- (4) 災害発生等緊急時の応急措置等

(実施報告)

第5条 [前条](#)の事業を実施したときは、作業日時、内容その他必要事項を記載して林道維持管理活動報告書([別記様式](#))により市長に報告するものとする。

(報償金)

第6条 林道維持管理活動に対する報償金は、次のとおりとする。

事業種別	基準額
林道の草刈り、側溝掃除等	林道の事業実施延長に対し 10円/m(ただし、年2回を限度とする。)

(報償金の支給)

第7条 [第5条](#)の規定に基づく実施報告があった林道維持管理活動について、内容を審査し適切と認めるときは、速やかに報償金を支給する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。